

第39回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和5年8月8日（火）午後1時00分～午後3時00分
場 所：職員会館かもがわ 中会議室

1 議題

(1)「京都市人権文化推進計画 令和4年度取組実績」について

○本田係長（共生社会推進室人権文化推進担当）

（資料1に基づき、説明）

（委員から事前にいただいた意見に回答）

先に事務局から、事前にいただいている意見・質問にお答えさせていただきます。

まず、薬師寺座長から、「避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業」について、「4年間の計画に従って、概ね順調に進んでいると考えてよいか。人の命に関わる事業であり、昨今の異常気象から見ても、慎重に、しかしできる限り迅速に計画を実施していく必要があると思われるが、ほぼ計画通りに進められているのか。」との御質問をいただいております。

個別避難計画の作成をお願いしているケアマネージャーや相談支援専門員は、新型コロナウイルス感染拡大に配慮しながら業務を行う必要があるなど、業務多忙となる中で、事業実施初年度に67件の個別避難計画が作成できたことは重要な進展と考えています。

御意見のとおり、当該事業は人の命に関わるものでございますので、個別避難計画の作成が計画どおりに進むように、今年度は年度当初から、各区・支所ごとに福祉専門職の方々への研修実施や、個別に説明会を実施するなど、作成を進めているところであります。

今後も、研修を充実させるとともに、対象者からの同意取得が容易となるよう、適切な市民周知に努めてまいりたいと考えています。

次に、薬師寺座長から、「ヤングケアラーの支援体制づくり」について、「令和4年度までの取組が、令和5年度の事業にどう生かされたかについて、再度簡潔に説明してほしい。これらを踏まえて、令和6年度以降、どのような対策が必要になると考えているか、教えてほしい。」との御質問をいただいております。

令和3年度の実態調査において、ヤングケアラーの認知度を高めること、周りの大人が気づき、支援につなげる環境づくりを進めること、複合的な課題を解消する観点から支援を行うことが必要であると判明しました。

これらを踏まえ、令和4年度以降、社会的認知度の向上に向けた普及啓発を実施するとともに、多分野・多機関協働により必要な支援につながるよう連携体制

を構築し、各分野の既存の施策を組み合わせた支援に取り組んでまいりました。

一方で、ヤングケアラーの抱える要因や背景は様々であり、制度の狭間に陥るケースも想定されることから、令和5年度は、普及啓発の更なる促進に加え、制度の狭間にあるヤングケアラー本人の負担軽減や家事・育児の支援を通じた対象世帯の課題やニーズの把握を目的に、ヤングケアラー世帯向けの訪問支援事業を市内の2行政区でモデル的に実施することとしています。

この取組結果も踏まえて、今後のヤングケアラーへの支援を検討してまいります。

次に、岩井委員から、同事業について、「令和4年度は普及啓発を重点的に実施されたおかげで、ヤングケアラーについて、広く認知されてきたと感じる。今後、訪問支援事業をモデル的に実施することだが、具体的な計画が策定されていれば伺いたい。また、ヤングケアラーの要因や背景が様々であり、関係している担当部・課が多い中で、それぞれの担当課が連携する体制は構築されているか、紹介いただきたい。」との御質問をいただきました。

令和5年度は、ヤングケアラー本人の負担軽減や家事・育児の支援を通じた対象世帯の課題やニーズの把握を目的に、ヤングケアラー世帯向けの訪問支援事業を市内の2行政区程度でモデル的に実施することとしていますが、現在具体的な内容を検討しており、事業開始に合わせて広報する予定です。

それぞれの担当課が連携する体制づくりについては、関係局実務者会議を定期的に開催し、担当課が連携を図るとともに、必要に応じて、京都府の担当者にも参加いただいています。

また、京都府ヤングケアラー総合支援センターは京都市民も支援対象としており、市民から同センターに相談が入った場合は本市の関係所管課につながるような仕組みを構築しています。

続きまして、薬師寺座長から、「性の多様性及び性的少数者への理解促進」について、「令和4年度に実施した「アライ」を増やす取組を通じて、どのような進展が見られたか。」との御質問をいただいております。

先ほど紹介したような取組を通じて、LGBTについて理解し、支援する「アライ」は増えてきていると実感しています。こうした取組の中で生まれた企業や当事者団体との「つながり」を大切にし、より効果的な取組を展開していくため、京都市から企業様や団体様にお声掛けし、令和5年4月に、当事者団体、企業や関係団体、行政等を構成員とする『市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される

京都」推進ネットワーク』を構築しました。今後はそれぞれの強みをいかしながら、「性の多様性の理解促進」、「性に関して困難や悩みを抱えている方への支援」に取り組んでいくこととしています。

現在、ネットワーク構成員からの提案に基づき、性の多様性に関する絵本の制作プロジェクトを進めているところであり、今後、様々なプロジェクトを実施していく中で、広くネットワークに参画いただける団体や企業を募り、さらに、「アライ」の輪を広げていきたいと考えています。

今回、事前に多くの御質問をいただいております。時間の関係上、全てにお答えができないため、お答えできていない御質問については、後日、メールなどで回答させていただきます。

○薬師寺座長

御意見、御質問をいただいた委員の方、ありがとうございました。

それでは、今の御説明と事前の質問に対する御回答などに関して、御自由に意見を出していただければと思います。

では私から。先日、テレビ放送を見ていても感じましたが、ヤングケアラーの問題というのは、今自治体がかかなり力を入れておられますが、なかなか周知が行き届いていないようです。たまたま私がテレビで見たのは、「幸せな家庭で過ごしていた子どもの母親が突如病気になり、子どもが面倒を見ていかなければならない」というストーリーでした。そういった家庭を、何とかネットワークで支援していこうという趣旨の、1分か2分ぐらいのアニメでした。なるほどなと改めて思ったのですが、この課題に関しては、京都市の中でも実態を掴むというのはなかなか難しい分野でもあると思うので、今後、人権文化推進計画などの市の計画で詰めていただきたいと思います。

また、全体にわたることだと思うのですが、この審議というのは、いつもこの時期に、決算が決まってから、昨年の実績という流れで行われているかと思います。仕方がないと思うのですが、次年度の予算は、前年度に作っているので、前年度に出てきた教訓のようなものが、今年度の予算の中ではこのようになっていますというのがあれば、そこを御説明いただけるとよいかと思います。その点は、何かのテーマのときにでもぜひお願いできればと思います。

その他どうぞ、委員の皆さんの方から、御意見・御質問があればお願いします。

○井川委員

中学生の息子をもつ母親として思っていること、また、マタニティエステという

仕事をしているので実感していることがあるのですが、妊娠した後に産休などを男性が取得する中で、これを議題に挙げていいのかわからないのですが、この間、タレントの方が亡くなったことに関連して、女性ホルモンを多量に摂取したことが原因で不安が募ったのではないかという、あくまで噂ではありますが、そういった噂が流れています。このアライというのも分かりますし、外から見ていて、この方が女性になりたいということは認識した方がいいというのは分かるのですが、中学校の講座などで聞いた話で、女子中学生の生理が始まった時に、「生きてるだけでしんどい」と感じているということを、親としてそのこと自体を認識してあげて欲しいと言われたことがあります。今回のことが、いきなり女性ホルモンを入れたことで精神的に不安定になったというのが原因だとすると、外側から認識することと、その人たちが実際、女性として生きるために、例えばそういうものを使いたいとなった時に、見かけだけではなく、そのことについても、全員が認識しておくということが必要ではないかと思いました。

○松波委員

今回のタレントの方については、不確かな噂がたくさん流れているので、本人以外の方が、これが原因だったと言うことは、控えるべきかと思っています。

女性ホルモンについても、トランスジェンダーの当事者の人たちは、本当にいろいろと悩んで情報集めたうえで、ホルモンを服用している人が多いので、ホルモンを取ることでイコール危険ということを、当事者以外の人たちが、決めつけたような話をするのは、よくないのかなと思っています。

実際、性別移行というのはとても時間がかかるもので、こういう治療をしたら、こういう手術を受けたら、終わりというのではなく、長い時間をかけて、社会的にも、それまでの人間関係と断絶するリスクもありつつ、悩んだ末に選択して、時間をかけて周りに理解者を増やしていくようなものだと思うので、アライが必要ということはもちろんありつつ、ホルモンの接種に関しては、不確かなことで話題にすることは、慎重であるべきかと私個人としては思っています。

○寺井室長

御意見ありがとうございます。

行政としましては、LGBTの方を含め、色々な生きづらさのようなものを、この社会の中で抱えて、しんどい思いをされながら生活しておられる方々がたくさんいることを承知しております。また、当事者団体の方々ともお話をしながら取組を進めているところでございます。

京都市だけではないのですが、国も含めて、色々御意見あるところかとは思いますが、法律もできましたし、今後その法律に基づいて基本計画ができるとも

聞いております。基本計画ができましたら、京都市もそれと共に、当事者の方々の生きづらい部分をできるだけ解消できるような取組をさらに進めて、また医療的なことも含めて、これも国の方でも解決していくべき課題は多いことかと思いますが、その辺りも国と情報共有しながら、京都市としてできることを進めてまいりたいと考えています。

○薬師寺座長

ありがとうございます。今の点でも結構ですし、その他の論点でも構いませんので、何かございますでしょうか。

○辻委員

「個別避難計画作成」の件について、令和7年度までの計画ということですが、昨年度67件作成されたということで、個別避難計画作成の対象となっている、支援を要するリスクの高い方というのは、全体で何人程いらっしゃるのでしょうか。また、今後何年の間で、個別避難計画の作成が完了するような見通しなのかということについて、教えていただければと思います。

○寺井室長

個別避難計画の対象者数は、およそ7,400名が、計画を作るべき対象となります。初年度で60数件ということで、まだまだ道は遠いのですが、初年度なので、手探り状態で進めているところもあろうかと思います。また、対象の方に、御理解いただけない場合や断られてしまうような場合もあるかと思うので、そういった課題を蓄積していき、どのようにすれば、スピーディーに、体系的に進めていけるのか検討をしてみたいと思います。今年から全区で一斉に取りかかるということで、目標としましては、申し上げましたとおり、令和7年度までに作成することとしております。

○辻委員

3年間で7,000名というとなん年2,000名以上は計画を作成しなければならないですね。

○寺井室長

令和4年度～7年度の期間（4年間）なので、見込みではありますが、2,000名弱の人数を毎年積み重ねていくことになります。

○薬師寺座長

これは、各行政区で、同じようなスピードで進めていくのでしょうか。それとも、一定モデル的に区を決めて広げていくというか、今後経験を重ねて、作成を進めていかれるのでしょうか。

○寺井室長

全区一斉に同じようなスピードで進めるのが望ましいと思いますが、実際に動く部隊と言いますか、専門職の方なども異なりますので、どうしても区によってスピード感の違いは生じてくるかと思います。

○松田委員

この冊子（西京パパBOOK「パパはじめます」）を拝読させていただいたのですが、とてもいいですね。視認性がよく、デザインもいいですし、不勉強なのですが、なるほどという内容で。私は普段、民間企業で働いているのですが、こういうのを作って欲しいなと思ったくらいです。

しかし残念ながら、サラリーマンをしていると、例えばポスティングとか、郵便物、DMで入ってるもの、新聞の折り込みであるとか、そういったところぐらいしか目が届かず、このような冊子を目にする機会がありませんでした。

そこで質問ですが、こういう冊子はどこに置いてあるのか。今後それをどのように拡大しようと考えておられるのかというのを、2点お伺いできればと思います。

○寺井室長

京都市では多種多様な冊子を作っておりますが、委員御指摘のように、1つの大きな課題として、必要とする方になかなか行き届いていないことはございます。

京都市としまして、冊子を作って、単に区役所の棚に置いてるだけではなく、例えば京都市情報館のホームページや、区役所のホームページなど、そういったところにも載せて、ウェブから閲覧してもらえようにしたり、あるいはSNSで配信したり、二次元コードでアクセスしやすくしたりと、様々な工夫はしているのですが、冊子を作っても、初めて見たとおっしゃる方がいるのは事実でございます。（補足：西京パパBOOK「パパはじめます」に関しては、母子健康手帳交付時に配付する以外に、地域の子育て支援機関での配架、京都市右京中央図書館から寄贈依頼を受けて配架、西京区役所ホームページ及び京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBへの掲載等、西京区民に限らず広く広報しています。）

京都市としまして、作ったものを多くの方に見ていただきたいので、今後も

様々な広報媒体を使いながら、周知してまいります。

○白石委員

ヤングケアラーについて、教えてください。ヤングケアラーの場合は、子どもたちがどこか「当たり前の手伝い」のような感じで、自覚していないケースが非常に多いと思います。ただ、声を上げない子どもにどう気付くかといったところがとても大事かと思うのですが、例えば、教育の現場などで、先生が子どもたちの毎日の変化を見ている中で、何か気付くことも当然あると思います。教育の現場と連携して取り組まれているようなことは、何かあるのでしょうか。

○寺井室長

京都市でも、ヤングケアラーに関する取組は始まったばかりで、この課題についてはこれからというところではございますが、教育委員会、子ども若者はぐくみ局、保健福祉局といった関係局が共同で関係局実務者会議を行うなど連携して進めています。学校現場でも、そういった児童生徒がいないかというのを、先生方に研修をして、気づいてもらえるようにするというのもしています。新聞などでも色々出ているとおり、先生も大変お忙しくされているところではあります。そのような中でも気付いてもらうといったようなことも含めて、まだまだこれからの取組ではありますが、教育現場と共に、勉強しながら進めてまいります。

○岩井委員

ヤングケアラーについてです。私は教育現場で、カウンセリングなどをしておりますが、随分、子どもに関して、「この子はヤングケアラーではないか」という懸念を、先生方は気付くことができるようになってきていると感じています。そしてそれを、関係各所（子どもはぐくみ室や児童相談所）に、連絡しようという動きまでは随分増えてきたなと思っています。

私としましては、先ほど質問もさせていただいたとおり、その情報を各課で受けていただいた後がとても大事かと思っております。やはりこれだけ関係課が分かれていますと、どこかで子どもさんの個人情報に抜け落ちてしまったり、その課で留まってしまったりというようなことが、十分起こり得るなど、不安を感じています。ここからはお願いにはなりますが、できたら、各課で共有できるシートのようなものの開発といいますか、教育委員会だけではなく、福祉関係の方や警察関係の方など、そういった方が一目で見て子どもさんに関する情報が分かるような、システムができるといいなと思います。どうしても、人が変わると聞いてなかったとか、伝えたのだけれどもというような、今までもヒヤッ

とするようなこともありました。実務者会議をされているということでもありましたので、今後、そういったテーマでも、改革を進めていただければと思います。

○寺井室長

まさにそういったことが大きな課題ではないかと思っております。1つの部署だけでは、ヤングケアラーの課題への対応は到底無理でして、様々な長所のある関係課が寄って、情報共有をして、多種多様な課題を抱える子どもたちに対し、どういったケアをしていくかということを横断的に考えていく必要があると考えています。

よく似た事例として、引きこもりの問題がございます。京都市では、ヤングケアラーに比べてもう少し前から取組を進めていますが、引きこもりの方がいるというのが、民生委員や近所の方からの情報でわかった時に、区役所にいる専任の係長を中心に、生活福祉や、例えば親御さんが介護を必要とされてる方であれば長寿福祉、あるいは子どものことであれば子ども若者はぐくみ局の関係、障害を抱えておられるなら障害福祉、そのように、全部の関係課が寄って、まさにおっしゃったような1つのシートを作成し、そのシートで情報共有をして、それぞれの担当課が自分ところに持ち帰って何ができるのかということを考えるというようなシステムができています。

委員から御指摘いただいたことは、担当課の方にお伝えさせていただきま

○前田委員

非常に個別具体的なことをお尋ねするのですが、アライの冊子に関してです。不勉強かもしれませんが、御教示いただければと思うのですが、表紙を開いて2ページ目の「考えてみよう」のところに「LGBTQでない人が、わざわざカミングアウトしなくてもよいのは何故か」として「特権論」というものが紹介されており、11ページに、心理学の専門の方の文章が引用されています。

私は分野が違うので、法学の分野から見るLGBTの議論からすると、少しわからないところがあります。異性愛以外の性的指向をマイノリティと呼ぶのがいいのかどうかは別として、LGBTQの方たちが感じているような「自分の権利が制約されている」や「生きにくさ」といったもの、そういうものを持っていない、いわゆるマジョリティ（異性愛）の人が、そういう性的指向に関して、「特権があるからだ」というように理解するということが、議論の主流なのかというのが、わかりません。法学の分野から言うと、LGBTQの議論というのは、最終的にはどのような性的指向があっても、権利というのは平等であって、特権

というキーワード出すと、特権がある人となない人っていうように、結局そこで濁してしまうことになると思うのです。そうすると、正直違和感があるというか、こういう捉え方や整理をすると、LGBTQじゃない人たちは、LGBTQの人たちを見て、「あの方たちは私たちのように特権がないから気の毒だな」というふうに、そういう理解をするということなのかといったように、法の観点からすると、少し理解できないところがあります。

質問としては、アライの世界では主流の議論なのか、根拠付けのようなことをされているのかというのがあれば教えてください。

○松波委員

人権教育、人権啓発が専門の私からすると、違和感はなかったです。最近もあるアーティストの方がカミングアウトして話題になったのですが、こういったことに対して、よくある世間の反応が「なんでわざわざそんなことを言うんだ。知りたくない」といった少し嫌悪のような、反応が寄せられることがよくあるのですよね。ただ、なぜあえてLGBTであるとカミングアウトする人がいるのかということを考えて、それをしなければ、もうデフォルトで「異性愛者」、「シスジェンダー」というふうに見なされる。そういった社会の中で、自分のことが言えない生きづらさがあるので、長年悩んだ末にカミングアウトする。そこがすごく非対称なわけです。その非対称性に気付く、マジョリティがマイノリティの置かれている状況を知る。性的マイノリティではないことが特権なのではなくて、このカミングアウトっていうことに関して言うと、それが非対称な状況だということに、マジョリティが気付くために「特権」というワードを使っているということで、人権教育の世界や社会的公正についての教育においては、近年、「特権」という言葉は、出口先生が紹介されているアメリカのグッドマン等の議論において、とてもメジャーだと思います。

アライの業界で主流というよりは、アライというのが、ともすると「理解してあげる」「応援してあげる」っていうような押しつけがましいことにもなりかねないので、そうではなく、ただ社会で置かれてる状況が違うのだと、自分はこういうことを悩まなくて済んだな、と気付くための1つのきっかけとして「特権」という言葉を使ってるので、この面でマジョリティであるから既に「特権」があるとかいうものではないと、私は理解してます。法的な観点からすると、確かに違和感があるかもしれないのですが、気付くためのきっかけとしては、私は悪くないのではないかと思います。

○前田委員

ありがとうございます。今、松波委員が解説してくださったので、ある程度そ

の趣旨はわかりました。ただ、このまとめ方と言いますか、そもそもマジョリティ側の社会集団に属してること得る優位性を「特権」と定義していいのかですとか、あるいは分野が違えば私のような違和感のある人がいるというのも、おそらく事実だと思います。

そうすると、こういう冊子体として配付されるような汎用されるものに使うときには、注意が必要で、記載するのであればもっと説明を追加するなどすると、さらにわかりやすいかと思います。

○寺井室長

ありがとうございます。確かに我々、日頃から「マジョリティの特権」などの言葉も使いながら、仕事をしている部分もございまして、それがどこか、当然のように言葉を使用してしまっていたところがあり、反省もございます。

今後も様々な冊子を作っていくことになると思いますが、本日いただいた御意見も踏まえて、多角的な視点で、取り組んでまいりたいと思います。

○薬師寺座長

時間も迫っていますが、これだけは言っておきたいということはありませんでしょうか。

○工藤部長

男女共同参画の担当しております関係で、議論のあった「特権」について、松波委員にお伺いしたいと思います。

我々の分野で考えると、よく言われる「アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）」という言葉がありますが、それと「特権」というのは少し似てるのかなと感じたのですが、近い部分があるという理解で問題ないでしょうか。

○松波委員

はい、近いと思います。「男性である」ということが常に特権を持つというわけではないですし、個人一人一人の中に特権がある部分とない部分が両方あったりするのですが、常識や「こういうときはこうするものだ」と言われてるものの中に、実は無意識の偏見があり、そういうことに気がつかずに済んでるのだとすれば、その面では、その人は特権を持ってるというように思います。

議題２：京都市における孤独・孤立対策について

○青木係長（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課）

(資料2に基づき、説明)

○薬師寺座長

それでは、ただいまの御説明について、御質問・御意見等はございますでしょうか。

○井川委員

孤独・孤立について、課題を抱える子どもが助けを求めた時に、子どもの話をしっかりと聞いて助けてくださる先生方がいればよいが、そうでなかった場合、子どもたちは、「先生に言っても何も聞いてもらえない」「自分の意見は通らない」と感じ、孤立に向かっていくこともあると感じています。

大人として、しっかりと子どもたちの意見を聞いて、子どもたちに寄り添うことが大切だと思います。

○薬師寺座長

孤独・孤立には様々な原因があります。色々な原因がある中で孤独・孤立が生じた場合にどうするか。例えば、議題1で岩井委員から御提案いただいたような、縦だけではなく横のつながりも含めてワンストップで対応できるような仕組みを構築するというようなことも考えられると思います。

○青木係長

委員御指摘のとおり、ヤングケアラーでもそうですが、当事者が子どもの場合、なかなか声を上げづらく、課題が潜在化してしまうということがあり、我々も大きな課題だと認識しております。

国では、今年の4月にこども家庭庁が立ち上がり、そこでは「こどもまんなか社会」を目指すとして、子どもの視点に立った施策を展開していくということが示されています。今後、子育てに関する様々なこと、いじめや不登校など学校での問題も含めて、子どもを中心に施策を展開していくということです。京都市でもそういった視点に立って、子どもの施策を展開していきたいと考えています。

○本田係長

事務局から、岩井委員から事前にいただいた御意見を紹介させていただきます。

「プロジェクトチームの調査研究・協議から形成されたプラットフォームは、支援を要するすべての人にとって心強い機能になると思う。関係者同士の連携は適切で息の長い支援を可能とするので、今後も支援機関の拡充を目指してい

ただきたいと思う。支援対象者は、リスクが予測できる場合と突然環境が変わり対象となった場合では、認識もまちまちだと思うので、それぞれに届く広報をお願いしたいと思う。」との御意見をいただいております。

○青木係長

いただいた御意見、まさしくその通りだと考えております。

我々といたしましても、プラットフォーム連携協定は、今125を超える様々な支援機関に御賛同いただいて締結しているというところです。協定を結んで、孤独・孤立対策について協働して取り組んでいこうという内容になりますが、締結してからどのように支援機関間の横のつながりを強化していくのかというのは、今年度重点的に考えていかなければならないと思っています。例えば、支援機関同士がつながって、シナジーを生む、例えば障害とひきこもりとか、高齢者とひきこもり等そういった団体同士がつながることのできる場の提供など、そういったものを今年度は考えていきたいと思っています。

まさしく孤独・孤立に陥った支援の対象者というのは、御意見をいただいているとおり、リスクが明らかになってるようなケースの他、リスクがぼやけてしまっているケースや、孤独・孤立に陥る可能性があるというような、予防的な観点から対応しないといけないケースもありますので、そういったところも含めて、支援関係機関の皆様と一緒に、京都市が孤独・孤立対策に取り組んでいるということを知っていただけるようにと思っています。

参考資料として孤独・孤立対策のパンフレットをつけています。一看すると、サッカー少年が楽しく遊んでいるだけのように見えるのですが、仲間外れにされている子どもがいるというデザインになっております。今後も、様々な広報媒体を活用しながら、孤独・孤立対策の取組の周知を重点的にやっていきたいと思っています。

○白石委員

取り組んでおられるチャットボットですが、3月10日から運用開始されて、5ヶ月弱経っています。今アクセス数はどのようになっていますか。

○青木係長

こちらは、日々アクセス数を集計しているわけではなく、月ごとに集計をしております。3月には、広報発表はもちろんですが、市民しんぶんや京都市公式ツイッター等で周知をしましたので、当初は多くのアクセス数がありました。ただ、それ以降は、どうしても落ちていつてはいます。

このチャットボットは、使っていただくとゲーム感覚で進めていけるものに

なっています。実際に落ち込んでおられる方は、楽しい気持ちにはならないかもしれませんが、気軽にアクセスいただけるものになってますので、多くの方に使っていただけるよう、今後も周知をしていきたいと思っています。

最近、アクセス数は当初に比べると落ちてきているような状況でございます。

○白石委員

こちら、対象が非常に幅広いものだと思います。うちの京都新聞の朝刊にも、福祉のページを、月曜日の朝刊で1ページ使って設けていますので、もしも何か掲載できるようなものがあるのだとすれば、周知に御協力したいと思います。

○青木係長

ありがとうございます。是非よろしくお願いします。

○玉置副座長

全般的なことですが、先ほど御説明のあった「孤独・孤立対策推進法」は、理念法ですので、具体的なものがなかなかイメージしづらいかと思います。そのような中で、専門的に、ネットワークを作ったり、相談システムを作ったり、様々な取組をされておられることが分かりました。

孤立と孤独というのは若干意味が違うと思います。孤立というのは少なくとも本人が何らかの意思表示ができる、あるいはしたい、助けて欲しいといったような、何らかのメッセージ性があると思います。でもそこから支援につながるとか、つながりにくいとか、情報がないとか、そういった社会的孤立として、かなり古くから取り組まれてきています。しかし、孤独というのは、精神的な部分のつながり、家族の中にいてすら孤独を感じるという、現代の社会の中でまん延しているもののようなです。ですので、「集団の中の孤独感」といっても、様々な捉え方ができるものだと思います。

ひきこもり対策として当初、社会参加、社会的就労など本人の意思に関わらず対応された時期が一時あったように思いますが、逆に、「孤独」に精神的な安定を覚えられる方もいるかもしれない。つまり、様々な施策をこれから検討していくにあたって、決して押し付けにならないように、慎重に考えていただくのがいいと思います。少なくとも、例えばリスクが非常に高い、命に関わるというような場合は、本人さんの意図というよりも、セルフネグレクトの方などは特に、色んなものが影響してくると思うので、高齢、障害、ひきこもりなど先ほど対象者を挙げておられましたが、それだけではないのだと思います。誰もがそうなり得るのだと、推進法の中でも言われていますが、施策を検討される際には、人の心

理というのはまちまちなので、そういった観点から検討していただけるとありがたいと思います。

○青木係長

副座長御指摘のとおり、孤独と孤立というのは意味が違ひまして、孤独というのは主観的概念、1人ぼっちと感じる精神的な状態、一方、孤立というのは客観的概念で、社会との繋がりが無い、あるいは少ない状態を指す言葉です。

この孤立・孤立対策で、どういう人たちを支援していくかということになっております。よって、この孤独・孤立対策が、なぜ国において、厚生労働省でなく、内閣官房が所管しているのかいうところは、この孤独・孤立対策というのは、もしかすると大部分が福祉的な課題を抱えておられる方を対象にするものかもしれませんが、それだけでなく、孤独・孤立を感じておられる方は、行政が法別に支援するような、福祉的課題を持ってる人たちに限らないというようなことがあり、内閣官房に孤独・孤立の対策室が置かれてるというように認識をしています。

副座長御指摘の通り、命の危険があるというような福祉的課題も絡んだ孤独・孤立への対応のほかに、福祉的課題がないのだけでも引きこもっておられる方がいて、こういった人に対して行政が一方的に「働きなさい」「居場所に行ってください」いうようにずかずかと踏み込んで支援をするかということとは違います。一概に孤独・孤立対策と言いましても、命の危険があるような福祉的課題を抱えておられる方と、特に福祉的課題がない孤独・孤立状態に置かれている人に対する支援というのは、内容は違ってきます。そこは意識をして取組を進めていきたいと考えております。

○岩井委員

孤独・孤立というのは、とても大きな概念ですので、それぞれ聞く者によって、多少ずれが出てきてしまう言葉なのだと思います。私自身、カウンセリングなどで対処療法をしておりますと、おそらくこちらで該当するとされている、寂しさ・つらさを感じていらっしゃる方というのは、基本的に自分から声を出さないし、自覚がないこともあります。苦しさを認識できる方はこちらでも援助しやすく、お役に立てることがあるかなと思うのですが、そういった動きがない方もいらっしゃいますし、寂しさやしんどさを他のことで紛らわしながら生きていらっしゃる方もいます。支援を必要とする方に、既存の支援策などを組み合わせて取り組んでいくため、関係機関とのつながりを作ろうとされていらっしゃることはとても大切だと思いますが、該当の課以外の方々にもこれを知っていただきたい。例えば寂しさを紛らわすために依存の行動をとる方がいたりテンションが

上がるイベントに参加される方がいたり、そういうこともございますので、関係機関だけで取組をやってしまうのではなく、色々な機関に、こういうことが大きな問題だと知っていただくのが大切だと思います。発達障害、LGBTQ当事者など小さい頃から生きづらさを抱えていらっしゃる方に対しては、医療の方の参画も非常に大切だと思います。そういった方々にもこのことをどうやって広げていくのかというような、そういうレベルの話になるかなと思っています。

○青木係長

ありがとうございます。連携協定は、どうしても福祉的課題を抱える人たちに対する支援というのがメインにはなっているのですが、孤独・孤立というのは、福祉的課題を持った人たちだけが抱えるものではないということは認識しています。孤独・孤立対策はイギリスが一番初めにやり始めて、日本が2番目なのですが、例えばイギリスでは、福祉的課題を抱える人たちに対する対策というよりかは、定年退職した後の人が、孤独・孤立を抱えているという状況があって、どうやってその人たちが集まる場を作っていこうというところを、行政とソーシャルワーカーが連携して、町中のパブに居場所を作るなど、そういった視点で、孤独・孤立対策を進めていると聞いています。先ほどの委員からの御指摘は非常に大事だと感じており、個別支援の、支援団体の横の繋がりだけではなくて、広く孤独・孤立対策を社会的にできるような広がりというのも、今後、目指していきたいと考えております。

議題3：京都市人権文化推進計画（追補版）の追加施策等について

○本田係長（共生社会推進室人権文化推進担当）

（資料3に基づき、説明）

（委員から事前にいただいた意見に回答）

事前に委員の皆様から質問等を頂戴しておりますので、先に事務局からそちらに回答させていただきます。

まず、玉置副座長から、「現行の計画には、高齢者には消費者被害防止の項目があるが、障害の項目には見当たらない。防犯の取組を、計画上にも明記して周知を強化してはどうか。」との御意見をいただいております。

委員御指摘のとおり、現行計画において、高齢者の項目には、今後の施策の在り方として「消費者被害の防止」と明記しておりますが、障害者の項目には、明

記はされておられません。（補足：「障害のある人の権利擁護の促進」として、「知的障害や精神障害のある人の権利が守られ、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、成年後見制度や、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業の利用促進」の記載はあり）

御意見を踏まえ、担当部署とも協議いたします。

補足ですが、本市では、第3次京都市消費生活基本計画において、消費者安全法に規定する「高齢者、障害者などの判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、地方公共団体や地域の関係者が連携して見守り活動を行うネットワーク」として「消費者安全確保地域協議会」を、時期は未定ではございますが、設置予定と聞いているため、こういった点も考慮する必要があると考えています。

また、「資料3では、「困難女性支援法」関連と思える取組みが伺える。「女性活躍推進法」と「困難女性支援法」の事業概要及び予算付けを、この追補版の中でどのように整理されるのか。」との御質問をいただいております。

現行計画の6ページに記載の「女性活躍の推進」については、本計画を令和元年度に改訂した時に、「女性活躍推進法」の施行状況も踏まえて盛り込んだものです。令和6年4月に施行される「困難女性支援法」については、国においてこの春に基本方針が示され、基本計画の策定を都道府県に義務づけされておりますし、追補版の策定に当たっては、こういった形でこれを盛り込んでいくか、今後、担当課とも協議して整理してまいります。

また、「議題1で紹介されていた、従来実施の「就業支援セミナー」について、追補版では拡充施策として位置付けられるのか。また、「困難女性支援法」の意図する、多様な支援が包括的に提供されるようにするために、追補版では、自立に向けた就業支援に留まらず、主な課題や今後の施策の在り方に法の趣旨を追記する方法などで、全体的方向性を示すのはどうか。ただ、対象層の方々の背景や状況から、就業支援を一律に“自立支援に向けた”と表現するのは就業の押し付けのような気がしてならず、まずは安全確保・心身の回復・福祉的支援だろうと思う。切れ目のない支援が重要といわれているので、部分同士を繋いで全体像が把握しやすくすることで、一つ一つの施策が安定して捉えられるのではないか。」との御意見・御質問をいただいております。

従来実施の就業支援セミナーの追補版への記載方法については、どの区分とするかも含めて、今後担当課とも調整のうえ、決定してまいります。

また、法の趣旨を「主な課題」や「今後の施策の在り方」に追記することについても、いただいた御意見を踏まえて、検討させていただきます。

また、「性暴力・性犯罪被害が性の区別を問わず問題となっている。現行の計画では、DV対策等強化されているものの、加害者対策等の取組は見当たらない。何か対策が進んでいれば教えてほしい。これらの被害防止対策については教育関係の方針も出ているので、教育機関だけでなく、社会一般でも必要とされている状況である。政策協調を盛り込む必要はないか。」との御意見・御質問をいただいております。

男性については、ウィングス京都で実施している「男性のためのDV電話相談」において、DV加害者についても相談に応じています。令和4年度は、加害者相談が10件あったと聞いています。また、女性については、「女性のための相談窓口」などで御相談を受け付けることとなります。相談の際には、必要に応じて京都府が実施する「DV加害者プログラム」を案内するなど京都府と連携した取組を進めています。なお、内閣府においては「加害者プログラムに関する調査研究」が進められており、今後も内閣府の方針や施策を注視してまいります。

DV加害者に関する項目について、追補版に追加するかにつきましては、御意見を踏まえて、検討させていただきます。

最後に、「高度情報化社会における人権尊重について、新規・拡充ともに重要なテーマであり、追補版に盛込んでいく必要があると思う。是非とも検討いただきたい。」との意見をいただいております。

こちらについては、現代社会において、重要な項目である一方、自治体として、何ができるのか、何をすべきかについては、検討を重ねる必要があると考えています。具体的に、項目として記載するのは今後、委員の皆様の御意見を参考に、検討させていただきます。

○薬師寺座長

ありがとうございます。全体のスケジュールでは、これから3回の委員会で内容を確定していくということで、本日の会議での重点としては、どのような項目を取り上げるかという点です。事務局から御提案あったものについて、御意見をいただければと思います。他にもこんなものはどうかというのがあれば、ぜひ出していただければと思います。

○玉置副座長

議題 1 の最初に御紹介いただいた「避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業」についてです。こちらに関しては、基本はおそらく災害対策の方で優先的に取り組むことになり、人権のところを取り上げることについて議論が必要とは思いますが、高齢者、障害のある人たちの避難計画書の作成に、これだけ京都市が大きな力を入れていただいている中で、なかなかうまく進みづらいということもあるようで、最優先にすべき方々の生命の安全など、そういった視点から、この辺りのところを計画の中に盛り込んで、見守り活動との連動であるとか、様々なところがきちんと周知されるようにしたらどうかと思っています。

特に、災害時の要支援者の様々な団体のネットワークがありますので、そういったところと連携をして、避難マニュアルを作っておられるところがあるのですが、そうすると当事者のみならず、自主防とか地域の関係者など、いろんなところにそういった効果を波及していくのだと思いますので、先進事例としては、他都市のいろんな要支援者の避難行動マニュアルというのが整備されているので、特に障害のある人たちは、1つ1つの個別の団体と調整をして集合版とし、作成しておられるので、そういったようなことを、地域ぐるみでやっていかれると、理解が広がるのではないかと思います。

もう 1 点、障害のある人たちの差別解消法が来年から変わりますよね。合理的配慮が義務化されます。これは、法人も、法人でないものも、個人でも、団体でも、あるいは継続してサービスを提供するのであれば NPO やボランティアも入ってきます。ということは、事業者支援としても相談窓口というのが絶対に必要になってくると思いますので、その辺のところの施策の強化をした方がいいと思います。

○寺井室長

避難行動要支援の方々については、災害対策基本法の考え方から作られてるものではございますが、御指摘のように、人権の切り口から、当然、配慮すべき課題だと思っております。どのような項目立てで追補版に入れるかについては、担当課とも相談のうえ、決めさせていただきたいと思います。

2 点目につきましても、まさにそういった御指摘もありますので、また関係課と協議して、検討いたします。

○松波委員

前に話したことと関連するのですが、ヤングケアラーなど子どもへの支援が

非常に大切ですが、1点気になっていることがあります。

知人で、障害があつて子育てをされてる方がいて、「車椅子ユーザーであつたり視覚障害があつたりするような方が、自分たちの子どもが「ヤングケアラーじゃないか」とか「障害があるのになぜ生んだ」と言われることがつらい。」などといった声を聞きます。障害がある方が子どもをもつにあたって、自分たちも家族以外の色んな人の手を借りて生きているし、決して自分たちの世話をさせるために生んだわけじゃないと、知る限り、責任感を持って子育てしている、障害のある親御さんもいらっしゃいます。もちろん余裕がなかったり、子育ての過程で病を持ったりと、様々な方がいらっしゃるのですが、ヤングケアラーを見つけ出す過程で、「親が障害のある方だったら子どもはヤングケアラー」と決めつけることやあるいは「健康じゃないと親になるべきじゃない」など、そういったステイグマに繋がらないような、注意が必要だと思います。

○寺井室長

ありがとうございます。確かに委員御指摘、ごもつともだと思います。そういった新たな差別を生み出すようなことにならないように、人権文化推進計画の中での書きぶりはこれから考えていきますが、御意見を反映させていきたいと思っております。担当部署にも情報提供いたします。

おっしゃったように、ヤングケアラーに関しては、本当に多様な観点で、光を当てていくということが必要だと考えています。その点、十分に踏まえ、検討してまいります。

○前田委員

計画の冊子の37ページの「様々な課題」のページに「婚外子（非嫡出子）」に関することが記載されています。この項目がいらないのではないかという趣旨の発言ではないのですが、この計画を準備されていた時期と、その後で、民法改正など大きく状況が変わっていることがあつて、問題が残っているのは残っていると思うのですが、この項目に関して、京都市が何か施策をするとすれば、具体的にどのようなことを想定されるのか、気になります。記載する意義がないと言っている訳ではなく、おそらく新しい課題がたくさん出てきていると思うので、継続していくうえでも、必要があれば見直しをするのもいいのではないのでしょうか。もちろん、何か具体的なビジョンがあればいいと思いますが。

○薬師寺座長

今日答えが出るものではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○寺井室長

不勉強で恐縮ですが、当初の計画にどういった経過でこの項目を掲載していたのか、もっと前から載っていたのか、存じておらず、確かに法の改正もございましたので、その上で、次にどういう載せ方をすべきなのかまたはしないべきなのか、今後御相談させていただければと思います。

○薬師寺座長

中身についてはこれから議論を詰めていきたいですし、どの議題でも結構ですので、その都度、何か気づいたことがあれば、事務局の方にメールなどで御連絡いただければいいと思います。

私の方からですが、次の時にでもお願いしたいと思うのは、最近理念法というのが多く、私たちも戸惑っています。理念法というのは具体的な規制や罰則については特に規定していません。ただ、理念法といっても様々なものがあり、本日紹介されているようなものは、法に基づき、各自治体が自分たち独自の要素もって取り組んでいけるものだと思いますので、京都市も、京都市の中でできるものというのを盛り込んでいくというのもよいかと思います。追補版の中で、そういった京都市独自のものを追加していただければいいものになるかと思います。今後、審議の中で、皆様の御意見を踏まえながら検討していければと思います。

(以上)